

3 自動車公害の防止

2010（平成 22）年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準（環境保全目標）を達成させることなどを目標に、ディーゼル車を中心とした対策を重点的に進めます。

（1）自動車排ガス対策

総量削減計画の推進

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（大阪府自動車NOx・PM総量削減計画）に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して計画的、総合的に推進します。

また、計画の中間評価を行い、必要に応じ施策の見直しを行います。

ディーゼル車買替緊急融資制度

中小企業が、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の規制に伴うディーゼルトラック・バス等の買替えを円滑に行えるよう、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を民間の金融機関・保証機関と共同で実施します。

低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神六府県市指定低排出ガス車（LEV-6）の普及促進を図るため、公用車への率先導入を行うほか、低利融資や助成制度、自動車税の軽減（グリーン税制）などを実施します。



<平成 17 年基準・超低排出ガスレベル達成>

事業者の排出抑制対策の促進

自動車NOx・PM法に基づき、府内の対象地域（37市町）を使用の本拠としている自動車（軽自動車、特殊自動車、二輪を除く）を30台以上使用する事業者に対して、自動車使用管理計画書及び実績報告書の提出を求め、窒素酸化物等の排出抑制を指導します。また、事業者に対して、急発進をしないなど環境にやさしい運転であるエコドライブの普及を推進します。

大阪グリーン配送推進運動の展開

大阪自動車公害対策推進会議を活用し、低公害な自動車を使用するグリーン配送の民間事業者への普及拡大を図る「大阪グリーン配送推進運動」として、グリーン配送に取り組む事業者を広く募集するとともに、その取り組みをホームページ等に掲載し、官民が連携して環境に配慮した輸配送を大阪から普及させていきます。



<大阪グリーン配送推進運動ステッカー>

(2) 交通流・交通量対策

交通需要マネジメント（TDM）施策の推進

交通渋滞の緩和を目的に、立体交差化や交差点改良などの道路整備や鉄軌道整備と並行して、公共交通への転換を促進するため、パークアンドライドの拡充、迷惑駐車対策などの交通需要マネジメント（TDM）施策を推進します。

今年度は更なる公共交通の利用促進を図るため、駅へのアクセスの改善・強化、都市型レンタサイクルの利用促進に取り組むとともに、千里中央駅前で鉄道・バスの乗継ぎ情報や周辺店舗情報などを大型画面や携帯電話等を介して提供する「せんちゅうナビ」の試行を関係機関とともに継続実施し、公共交通の利便性向上と地域活性化をめざします。

また、府民への広報啓発を目的として、平成14年度から実施しているTDM推進キャ

ンペーン月間（11月、OSAKA「渋滞解消大作戦！」推進キャンペーン）の充実強化を図ります。さらに、社会実験（オープンカフェなど）の実施や、TDM施策を題材とした小学生が考える「交通・環境学習プログラム」による総合学習、企業とともに自動車利用を削減する取り組みである事業所交通マネジメントプログラムの実施などに引き続き取り組んでいきます。

するとと交差点対策の実施

交通渋滞の緩和・解消を目指して、ボトルネックとなっている交差点に着目し、右折レーンの設置や延伸をはじめとする短期的なハード面の整備と、大阪府警による信号表示時間の調整などのソフト面の整備を一体的に行っていく即効性のある渋滞対策を平成15年度から19年度の5年間で重点的に実施します。